

記者発表資料

首都圏中央連絡自動車道(大栄～横芝)の事業認定申請に向けた説明会を開催します。

首都圏中央連絡自動車道(大栄～横芝)については、これまで多くの地権者のご協力を得て、平成31年1月末現在で約71%の用地を取得し、順次工事を実施しているところです。

残る用地については、地権者の方々との交渉を重ねているところですが、一部の方のご協力が得られておらず、現時点では用地取得の目途が立たない状況となっています。このため、任意での交渉だけでなく、土地収用法に基づく用地取得も視野に入れ、所要の手続きに着手することとしました。

つきましては、事業認定申請に向け、土地収用法第15条の14の規定に基づき、当該事業の目的及び内容についての説明会を下記の通り実施することとしましたのでお知らせします。

◆首都圏中央連絡自動車道(大栄～横芝)

開催日時:平成31年3月12日(火) 18時～19時30分 (受付開始17時30分)

会場:芝山文化センター

開催日時:平成31年3月13日(水) 18時～19時30分 (受付開始17時30分)

会場:大栄公民館

開催日時:平成31年3月14日(木) 18時～19時30分 (受付開始17時30分)

会場:多古町コミュニティプラザ

開催日時:平成31年3月15日(金) 19時～20時30分 (受付開始18時30分)

会場:横芝光町町民会館

ホームページ Twitter

千葉国道事務所 ホームページ : <http://www.ktr.mlit.go.jp/chiba/>

Twitter情報 : https://twitter.com/mlit_chibakoku



発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、千葉県政記者会、千葉市政記者会

問い合わせ先

◆首都圏中央連絡自動車道(大栄～横芝)について

国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所 電話:043-287-0311(代)

まるやま まさひろ

副所長 丸山 昌宏

もとずみ たけし

工務課長 本住 武司

東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉工事事務所 電話:043-350-3321(代)

たにぐち けんじ

副所長 谷口 憲司

かねこ ひろし

工務課長 金子 博

「首都圏中央連絡自動車道(大栄～横芝)」に関する説明会の開催について

土地収用法第15条の14の規定に基づき、事業の目的及び内容に関する説明会を次の通り開催します。

○起業者の名称及び住所

国土交通大臣（東京都千代田区霞が関二丁目1番3号）

東日本高速道路株式会社（東京都千代田区霞が関三丁目3番2号）

○事業の種類

一般国道468号新設工事(有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事・千葉県成田市吉岡字大安場地内から同県山武郡横芝光町遠山字庚塚地内まで)並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事

○事業の施行を予定する土地の所在

千葉県成田市吉岡字大安場地内から同県山武郡横芝光町遠山字庚塚地内まで

○開催日時・会場

①平成31年3月12日(火) 18時～19時30分（受付開始17時30分）

芝山文化センター（千葉県山武郡芝山町小池973）

②平成31年3月13日(水) 18時～19時30分（受付開始17時30分）

大栄公民館（千葉県成田市松子393）

③平成31年3月14日(木) 18時～19時30分（受付開始17時30分）

多古町コミュニティプラザ（千葉県香取郡多古町多古2855）

④平成31年3月15日(金) 19時～20時30分（受付開始18時30分）

横芝光町町民会館（千葉県山武郡横芝光町宮川11907-2）

○主催

国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所

東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉工事事務所

○説明会に関する問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所

電話：043-287-0311(代表)

東日本高速株式会社 関東支社 千葉工事事務所

電話：043-350-3321(代表)

会場案内図

会 場：芝山文化センター
(住所：千葉県山武郡芝山町小池973)

交通アクセス

○自動車：首都圏中央連絡自動車道 松尾横芝ICより5分
東関東自動車道 成田IC、富里IC、酒々井ICより25分

○バス：JR成田線／京成電鉄

空港第2ビル駅から芝山文化センター前まで25分
芝山鉄道 芝山千代田駅から芝山文化センター前まで15分
総武本線 松尾駅から芝山文化センター前まで30分



会場案内図

会 場：大栄公民館
(住所：千葉県成田市松子393)

交通アクセス

- 自動車：東関東自動車道 大栄ICより5分
- バス：京成線成田駅から大栄支所まで30分
成田線佐原駅から大栄支所まで30分



会場案内図

会 場：多古町コミュニティプラザ
（住所：千葉県香取郡多古町多古2855）

交通アクセス

○自動車：首都圏中央連絡自動車道 松尾横芝ICより20分

○バス：成田線成田駅から多古台バスターミナルまで50分 徒歩15分

成田線空港第2ビル駅から多古台バスターミナルまで30分 徒歩15分



会場案内図

会 場：横芝光町町民会館（横芝光町役場となり）
（住所：千葉県山武郡横芝光町宮川11907-2）

交通アクセス

- 自動車：銚子連絡道 横芝光ICより2分
- 鉄 道：総武本線 横芝駅から徒歩18分

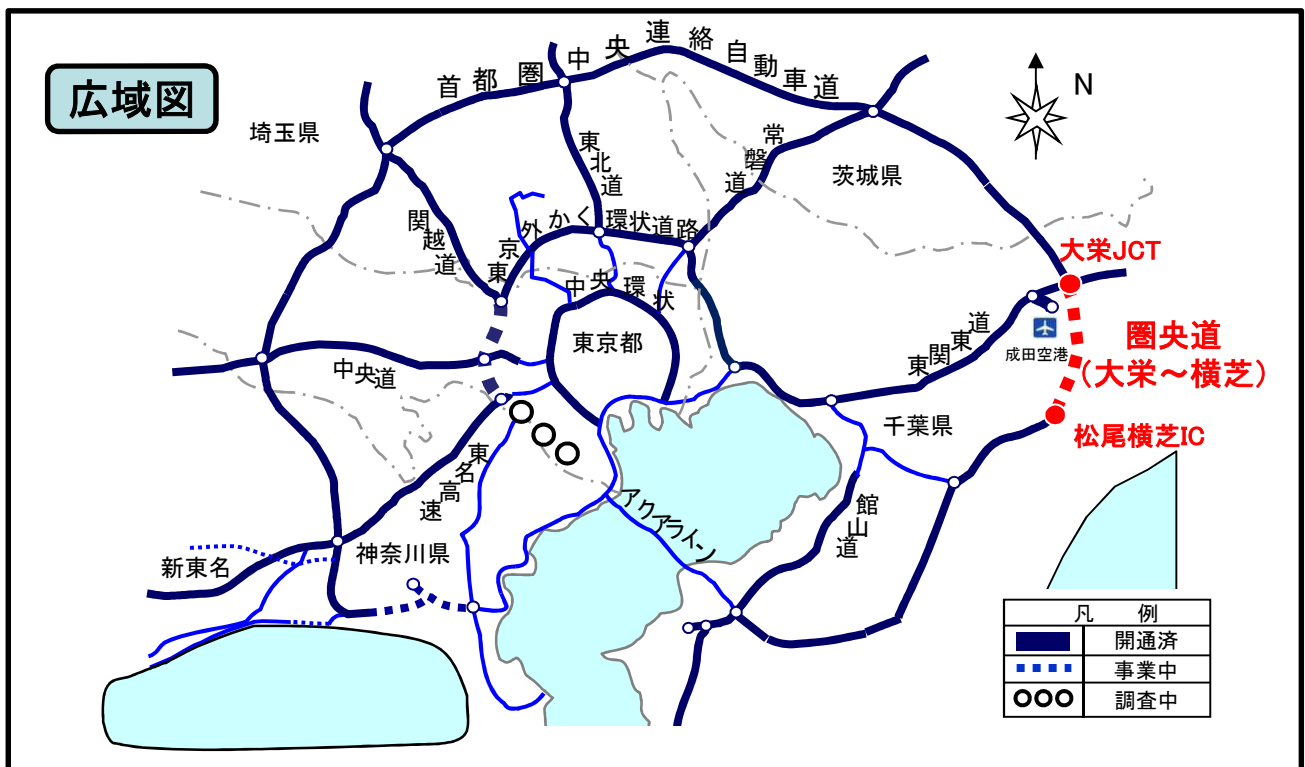


路線の概要(首都圏中央連絡自動車道(大栄～横芝))

首都圏中央連絡自動車道(大栄～横芝)は、東京都心よりおよそ半径40～60kmに位置し、横浜、厚木、八王子、川越、つくば、成田、木更津など主要な都市を結ぶ環状道路で、総延長約300kmの高規格幹線道路です。

千葉県内の圏央道は、茨城県境から東関東自動車道館山線までの延長約95kmで、東京湾アクアライン、東京外かく環状道路などと連携することによって、首都圏に流入する交通を分散し、流れを円滑にして首都圏の慢性的な交通渋滞を緩和するとともに、首都圏の様々な機能の再編成や産業活動の向上などを図る上で重要な役割を果たすものです。

なお、平成31年1月末現在で約71%の用地を取得しており、改良工事などを進めているところです。



「土地収用法の事業認定」とは

土地収用法は、憲法29条3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」との規定に基づき、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し(中略)、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与すること」を目的として定められたものです。

事業認定手続は、この土地収用法の手続の一つであり、国土交通大臣または都道府県知事(事業認定庁)が、申請に係る事業が『高い公共性を有し、かつ土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであることを審査し、当該事業のために土地等を収用又は使用する必要があること』について認定する手続です。

土地収用法(昭和二十六年六月九日法律第二百十九号)

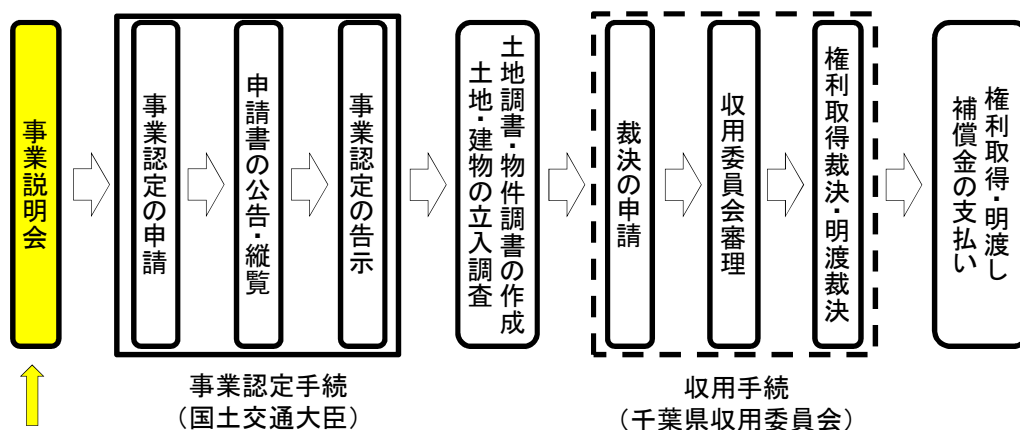
(事業の説明)

第十五条の十四起業者は、次条の規定による事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定める説明会の開催その他の措置を講じて、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明しなければならない。

(事業の認定)

第十六条起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第三条各号の一に該当するものに関する事業(以下「関連事業」という。)のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

土地収用法の手続きの主な流れ



圏央道(大栄～横芝)

H31. 3. 12

H31. 3. 13

H31. 3. 14

H31. 3. 15